なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、

縦覧に供する

次

目

告 示

○県営土地改良事業変更計画の縦覧(二件

○漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(区域内特定養殖業

水産林政総務課

農村振興課

(都市計画課)

告

○都市計画変更の図書の写しの縦覧(二件

○開発行為に関する工事の完了 教育委員会

○教育委員会定例会の開催

正

誤

○宮城県公報第四一四○号 (昭和三十年五月十八日付け)

宮

告

中

示

○宮城県告示第八百七十三号

律第百九十五号)第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり 県営高城地区土地改良事業(区画整理事業)変更計画を定めたので、土地改良法(昭和二十四年法

事に審査請求をすることができる する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知

令和三年十二月十四日

(1)

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名加入区 称

区

域

届出年 月日 同意成立の

発 行 縦覧場所 縦覧期間 土地改良事業変更計画書の写し

宮 城 県 (総務部県政情報・文書課) 宮城県仙台市青葉区 本町三丁目8番1号 電話 022 (211) 2267 (毎週火,金曜日発行) 縦覧に供する書類の名称

ページ 法律第百九十五号)第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとお する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知 り縦覧に供する ○宮城県告示第八百七十四号 なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十八条第六項において準用 県営川前四地区土地改良事業 色麻町役場及び加美町役場 令和三年十1 一月十四日から令和四年一月十八日まで (区画整理事業) 変更計画を定めたので、土地改良法 (昭和二十四年

事に審査請求をすることができる。 令和三年十二月十四日 宮城県知事 村 井 嘉 浩

縦覧に供する書類の名称

(建築宅地課)

土地改良事業変更計画書の写し

 $\stackrel{-}{\sim}$ 縦覧期間

 \equiv

令和三年十二 一月十四日から令和四年一月十八日まで

三 縦覧場所

東松島市役所本庁舎及び鳴瀬庁舎

○宮城県告示第八百七十五号

業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定 する要件に適合するものと認める において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖 漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。)第百二十五条の六第三項

令和三年十二月十四日

同法第八十八条第六項において準用

宮城県知事 村

井

嘉

浩

発起人の住所及び氏名

養殖業の種類 養殖業者数

区百宮 一城県 入第 び和の町同宮で入共に業百城平 沼田地雄組城告区済基災十県成 尻、区勝合県示のにづ害八告十 の小の湾の漁さ設係く補号示九 区島う支雄業れ定る漁償(第年 域及ち所勝協た)加業法漁三宮 月令 三十三 十三 一一年十 等す条三令和法漁業 養るの号第三十行 強ほ四四第百九令 業たに第一五年(現十九年(現十九年の昭賞 月定八十政昭賞

○宮城県告示第八百七十六号

縦覧に供する。 律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、 丸森町から仙南広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、 都市計画法 次のとおり公衆の (昭和四十三年法

令和三年十二月十四日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

地域の名称

都市計画の種類及び名称

種類

仙南広域都市計画下水道

1

2

縦覧場所 丸森町流域関連公共下水道

○宮城県告示第八百七十七号

宮城県庁(土木部都市計画課)

律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、 加美町から大崎広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法 次のとおり公衆の (昭和四十三年法

縦覧に供する。

令和三年十二月十四日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

百五十八番一、百五十八番二、百五十九番、

百六

百六十九番一の

一部、百六十九番二の一部、

二、百五十七番三、百五十七番四、百五十七番五、 五番三、百五十六番、百五十七番一、百五十七番 五十四番一、百五十四番三、百五十四番四、百五 百五十二番六、百五十三番一、百五十三番二、

百

十四番五、

百五十五番一、百五十五番二、百五十

百七十番六、

百七十番七、

百七十番八、

百七十番

百七十番三、

百七十番四、

百七十番五、

百六十九番五、

百七十番一、

百七

の種類及び名称

都市計画

1

大崎広域都市計画道路

二人

2

名称

三 五 三・五・百六号 百五号 城内一本杉線 矢越赤塚線

三・五・百八号 町裏公園線

 $\stackrel{-}{\sim}$ 縦覧場所

宮城県庁 (土木部都市計画課)

公

告

〇都市計画法 に係る開発行為は、その工事を完了した (昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域

 $\widehat{\mathbb{T}}$

令和三年十二月十四日

区

工事を完了した開発区域 (工区) に含まれる

宮城県知事

村

井

嘉

浩

五、百五十二番一、百五十二番三、百五十二番五、 番九、百五十一番一、百五十一番四、百五十一番 四十九番二、百四十九番三、百五十番一、百五十 百四十八番三、百四十八番五、百四十九番一、 百三十九番、百四十一番、 一、百四十六番一、百四十七番、百四十八番一、 一番一、百四十二番二、百四十四番、百四十五番 部、百三十五番五の一部、百三十七番二の一部、 名取市下増田字屋敷百十五番二、 百四十一番一、百四十 百十五番七の 百

所 時

九 百八十五番二 七十七番九、百七十七番十、百八十一番、百八十 七十三番二、百七十四番一、百七十四番二の一部、 百七十七番一、百七十七番七、百七十七番八、百 一番、百八十三番、百八十四番一、百八十五番、 百七十番十、百七十一番、百七十三番一、 百

開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

教 育 委 員 슾

り、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第十四条の規定によ

宮城県教育委員会

第五号議案 指定管理者の指定について 第四号議案 令和五年度宮城県立高等学校入学者選抜方針について 第二号議案 県立高等学校将来構想審議会委員の人事について | 号議案 | 教育財産管理規則の一部改正について 令和三年十二月二十日 職員の人事について 午後一時三十分 教育長 伊 東 昭 代

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

○宮城県公報第四一四○号(昭和三十年五月十八日付け)中 ページ 七 宮城県教育庁総務課総務班 下 段 行 正 四 (電話○二二-二111-三六11) 各伏図 誤 校舎 四 各伏図、校舎

誤